

令和5年3月28日 第13回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時50分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	6番 宮口孝治	7番 松田博幸
8番 遠藤勇	9番 人見華代	10番 石黒彰
11番 岡元義春	12番 吉村進	

2 欠席委員

2番 吉川友二

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸

総務担当主査 留田篤史

総務担当主査 餌取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について（変更）

第13回農業委員会総会

令和5年3月28日

開会 午後 1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和4年度第13回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、2番吉川友二委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、6番宮口孝治委員、7番松田博幸委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、ご報告します。

本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和5年2月10日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地は賃貸中であり、あっせん希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番から10番まで、借主の特例付加年金受給に伴い、後継者に経営を移譲するため解約するもので、一括で説明します。

本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日

は令和5年3月1日であり、土地の引渡期日は令和5年3月28日です。

なお、解約された農地は、議案第2号1番から5番、13番で、ご審議頂きます。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第12号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番から5番、13番は、経営移譲に伴い、議案第1号で解約された農地を改めて後継者と賃貸借するものです。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3

項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 1番から5番、13番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、6番、7番を説明します。

局長。

○事務局長 6番7番は、経営移譲に伴う親子間の使用貸借のため、一括で説明します。

6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別126番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、119,401㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、特例付加年金受給のため、後継者に経営を移譲し、生前一括贈与された農地を後継者に使用貸借するものです。

7番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別118番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、99,587㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法

律関係ですが、普通畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、特例付加年金受給のため、後継者に経営を移譲し、所有する農地を後継者に使用貸借するものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 6番7番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございせんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、8番を説明します。

局長。

○事務局長 8番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸288番8、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、11,828㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、768,000円、10アール当たり65,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業

委員である吉川委員と協議し、当該農地に隣接した農地を所有し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 8番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございせんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、9番を説明します。

局長。

○事務局長 9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1151番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、170,528㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定(継続)するものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は

適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、10番を説明します。

局長。

○事務局長 10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町平和64番6ほか8筆、計9筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、24,672.36㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を贈与により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から経営者である息子に贈与したいとの申し出があり、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 10番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、11番を説明します。

局長。

○事務局長 11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2063番ほか19筆、計20筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、268,895㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等を受ける者が新規就農のための研修期間が満了し、足寄町農業再生協議会で新規就農認定者として認定されました。よって、令和4年8月29日に開催された向陽地区の人・農地プラン協議で決定した就農地の農地を公益財団法人北海道農業公社の買入れまでの間、使用貸借するものです。

別紙議案調査書のとおり、借受人は畜産経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 11番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、12番を説明します。

局長。

○事務局長 12番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛334番1ほか17筆、計18筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、673,026㎡のうち、畑が295,745㎡、採草放牧地が377,281㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等を受ける者が新規就農のための研修期間が満了し、足寄町農業再生協議会で新規就農認定者として認定されました。よって、令和4年12月9日に開催された植坂地区の人・農地プラン協議会で決定した就農地の農地を公益財団法人北海道農業公社の買入れまでの間、使用貸借するものです。

別紙議案調査書のとおり、借受人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 12番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について(変更)」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について(変更)、ご説明申し上げます。

ます。

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項で、農地利用最適化交付金事業を実施する場合、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないと規定され、この規定に基づき、令和4年5月27日開催の第3回農業委員会総会で審議・議決されました。

しかし、令和4年12月20日に、一般社団法人全国農業会議所から、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法に沿った指針の参考例が示されたことにより、当該参考例に沿った指針の見直しを求められたことによるものです。

指針の内容の変更点について、ご説明します。

第1の基本的な考え方は、参考例に沿って見直しを行いました。

第2の具体的な目標、推進方法及び評価方法は、参考例に沿って、10年後の目標値や文言の追加、見直しを行いました。

第3の「地域計画」の目標を達成するための役割は、参考例に沿って、文言を追加しました。

なお、詳細につきましては、令和5年2月27日開催の全員協議会で説明済みですので、省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定いたします。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第13回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 50分 閉会

議長 菅村 進

農業委員 宮口 孝治

農業委員 松田 博幸
